

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成29年6月2日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第2回牛久市議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6月 2日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (33号～36号、 50号～52号) ○提案者説明 ○議案上程 (37号～45号、 47号～49号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○議案上程 (46号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○意見書案上程 (5号) ○提案者説明 ○休会の件 ○散 会
第2日	6月 3日	土	休 会	
第3日	6月 4日	日	休 会	
第4日	6月 5日	月	休 会	議案調査

第5日	6月6日	火	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○延 会
第6日	6月7日	水	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○延 会
第7日	6月8日	木	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○散 会
第8日	6月9日	金	午前10時	○開 議 ○議案上程 (33号~36号、 50号~52号) ○意見書案上程 (5号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休会 の 件 ○散 会
第9日	6月10日	土	休 会	
第10日	6月11日	日	休 会	
第11日	6月12日	月	休 会	○総務常任委員会
第12日	6月13日	火	休 会	○教育民生常任委員会
第13日	6月14日	水	休 会	○産業建設常任委員会
第14日	6月15日	木	休 会	議案整理

第15日	6月16日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none">○開 議○議案上程 (33号~36号、 50号~52号)○意見書案上程 (5号)○請願上程 (2号~3号)○各委員長報告○委員長に対する質疑○討 論○採 決○閉会中の事務調査の件○閉 会
------	-------	---	-------	--

平成29年第2回牛久市議会定例会

議事日程第1号

平成29年6月2日(金) 午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第33号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 4. 議案第34号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第35号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第36号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7. 議案第50号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例に
ついて
- 日程第 8. 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9. 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 日程第10. 議案第37号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第11. 議案第38号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第12. 議案第39号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第13. 議案第40号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第14. 議案第41号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第15. 議案第42号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第16. 議案第43号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第17. 議案第44号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第18. 議案第45号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第19. 議案第47号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第20. 議案第48号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第21. 議案第49号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第22. 議案第46号 牛久市農業委員会委員の任命について
- 日程第23. 意見書案第5号 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提
出について
- 日程第24. 休会の件

午前10時00分開会

○議長（板倉 香君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（板倉 香君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番池辺己実夫君、10番市川圭一君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第33号ないし議案第52号の20件、意見書案第5号の1件、請願第2号及び請願第3号の2件であります。

なお、今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第2号の専決処分について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告第3号、平成28年度継続費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告第4号、平成28年度繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告第5号、平成28年度事故繰越し繰越計算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告第6号、出資法人に関する経営状況についての5件の報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

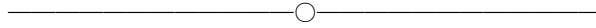
会期の決定について

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの15日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第33号ないし日程第9、議案第52号の7件を一括議題といたします。



議案第33号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第35号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第36号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

議案第51号 工事請負契約の締結について

議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 本日は、平成29年第2回牛久市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ここに開会できることを心から御礼申し上げます。

本定例会に提出しました議案は、条例の制定及び改正、補正予算、工事請負契約の締結、人事案件など全部で20件であります。

それでは、人事案件を除く議案につきまして、説明申し上げます。

議案第33号は、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、社会教育法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

議案第34号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を1名加え、被用者保険等保険者の意向が反映されるよう改正するものであります。

議案第35号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、軽減措置の改正を行うものでございます。所得の低い方に対し、国民健康保険税の5割軽減に適用される1人当たりの所得判定基準額を26万5,000円から27万円に、2割軽減については48万円から49万円に引き上げ、軽減措置の

拡充を図るものであります。

この軽減措置により約180万円の減収となりますが、減収分の費用負担については、県が4分の3、市が4分の1となります。

議案第36号は、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に5,000万円を追加し、予算の総額を23億3,800万円とするもので、歳入歳出予算及び地方債について補正するものであります。

本件は、現在実施している雨水対策事業につきまして、社会資本整備総合交付金の追加交付の内示がなされたことから、みどり野・東みどり野地区の雨水管布設工事において、来年度に実施する予定であったものの一部を前倒しし、本年度の整備延長を伸ばすものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしましては、国庫補助金、地方債を増額し、歳出といたしまして、雨水建設事業費の増額を行うものであります。

第2表の地方債補正につきましては、本件の財源として地方債の増額を行うことから、公共下水道雨水事業債の変更を行うものでございます。

議案第50号は、牛久市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例についてであります。

本件は、昨年度に続き不祥事が発生したことに対する監督責任に基づき、市長、副市長及び教育長の給料を平成29年7月1日から平成29年7月31日までの1カ月間、10%減額し、市長の給料を現在の月額88万円から79万2,000円に、副市長の給料を月額68万円から61万2,000円に、教育長の給料を月額64万円から57万6,000円とするものでございます。

一般職員に対する処分につきましては、着服した職員を懲戒免職、担当課長及び担当課長補佐を減給1カ月間、10%、教育部長及び担当次長を文書訓告、各部長においては口頭訓告の処分としております。

今後におきましては、公金取り扱いについての管理を徹底することはもちろん、再発防止策としてのルールを講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議案第51号及び議案第52号は、工事請負契約の締結についてであります。

議案第51号は、平成29年度牛久第一中学校体育館改築建築工事について、工事請負契約を締結するものであります。内容につきましては、老朽化した体育館の改築工事を行うもので、去る5月17日に一般競争入札を執行し、常磐・塚原特定建設工事共同企業体が5億9,184万円で落札したものでございます。

議案第52号は、平成29年度牛久南中学校校舎大規模改造工事（建築1期工事）について工事請負契約を締結するものであります。内容につきましては、教育環境の改善を図るため、

老朽化した校舎の外装及び内装を改修するもので、去る5月24日に一般競争入札を執行し、松浦・木村特定建設工事共同企業体が2億3,814万円で落札したものであります。

以上が、条例の制定及び改正、補正予算、工事請負契約の締結の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第10、議案第37号ないし日程第21、議案第49号の12件を議題といたします。



議案第37号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第38号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第39号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第40号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第41号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第42号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第43号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第44号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第45号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第47号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第48号 牛久市農業委員会委員の任命について

議案第49号 牛久市農業委員会委員の任命について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第37号から議案第45号まで及び議案第47号から議案第49号までは、牛久市農業委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年7月19日をもって任期満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、市町村長が議会の同意を得て、農業委員会委員を任命することとなったことから、山越康義氏、中島勉氏、吉田功氏、中山みつゐ氏、飯田光夫氏、石島ますみ氏、河村利夫氏、坪井隆典氏、板倉宏氏、平沢克人氏、花島常雄氏及び藤田文男氏を、牛久市農業委員会委員として任命しようとするものであります。

各位は、識見、人格ともにすぐれた方々であり、牛久市の農業委員会業務を担う適任者であ

ると確信し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の任命による各位の任期は、平成32年7月19日までとなります。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第37号ないし議案第45号及び議案第47号ないし議案第49号の12件について順次質疑を許します。

初めに、議案第37号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第37号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第47号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号ないし議案第45号及び議案第47号ないし議案第49号の12件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号ないし議案第45号及び議案第47号ないし議案第49号の12件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第37号ないし議案第45号及び議案第47号ないし議案第49号の12件について、順次採決いたします。

初めに、議案第37号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第38号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第39号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第40号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第41号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第42号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第43号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第44号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第45号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第47号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第48号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第49号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、日程第22、議案第46号の1件を議題といたします。



議案第46号 牛久市農業委員会委員の任命について

○議長（板倉 香君） ここで、20番中根利兵衛君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔20番中根利兵衛君退席〕

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第46号は、牛久市農業委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年7月19日をもって任期満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、市町村長が議会の同意を得て、農業委員会委員を任命することとなったことから、中根利兵衛氏を牛久市農業委員会委員として任命しようとするものであります。

中根氏は、識見、人格ともにすぐれ、牛久市の農業委員会業務を担う適任者であると確信し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の任命による中根氏の任期は、平成32年7月19日までとなります。

何とぞ御同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第46号についての質疑を許します。15番鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 市長にお尋ねをいたします。

現職の議員を農業委員として任命するという事なのですが、その辺の事については何も問題がなしということなのか、御所見を伺いたしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 農業委員会等の選出に当たる規定に基づいて選出いたしましたということでございます。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第46号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号の1件については会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 議案第46号の反対討論を行います。

これまで私たち会派は農業委員には議員を選出すべきではないと主張してまいりました。今回、法が改正されたとしても、その主張に変わりありません。議会は市の開発計画をいち早く知る立場にあります。また、議員提案で議案を提出することもできます。さらに、農業委員会は農地転用等を認めることができ、これらを合わせますと疑惑の温床となりかねません。よっ

て、議員と農業委員の兼職はすべきではありません。法改正によって市長推薦になったとしても、主張は変わりありません。

以上により、議案第46号には同意することはできず、反対をするものです。議員各位の御賛同を心からお願いをいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 議案第46号についての反対討論を行います。

今回の農業委員会委員の任命は、農業委員会法の改正により地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたことから上程されたものであります。選任に当たっては、市町村長は推薦・公募を実施し、推薦・公募の結果を尊重して選任議案を作成することとなっており、その結果としての上程ですから、議会としても十分尊重しなければならないものと理解しております。

しかしながら、この46号議案については、委員は現職の議員であります。議員が委員に選任されても法的には問題ないということですが、これまでの法制下では議会枠の委員に議会は女性農業者を2名推薦し、1名の現職委員の任命については結果として否決をいたしました。これは、農業委員の使命である農地法に基づく許認可などの業務に当たっていることに対する自粛の意味も私にはございました。

改正された農業委員会法では、農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進を強力に進めていくという使命を負っています。そうした状況下では、なお一層の倫理観が求められると考えます。議会は執行機関の農業委員会の業務をチェックする立場でもあることから、議員が執行機関の一員となるのは議会のあり方として自粛すべきと考えております。

よって、議案第46号については反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 議案第46号に対する反対討論を行います。

私はこの議案第46号に対する反対は、個人の識見、人格の問題で語るものではありません。私は市議会の活性化、もっといえば二元代表制における議会の役割、これをどのように強化していくのかという問題として、この議案第46号に反対をするものであります。

周知のとおり、全国市議会議長会は平成10年2月に地方分権と市議会の活性化に関する報告書を発表しております。地方分権が今問われている中で、市議会の役割をどのように高めていくのか、そのような視点からの報告書であります。そして、その中で特に議員の審議会等への参画を見直すべしと、このような報告が行われているのであります。少しその中身を御紹介させていただきます。

市長の設置する附属機関である各種審議会、協議会などに議員が委員として任命されて参画する事例が多い。市長部局側としては、審議会という政策形成過程に議員が参画していることで、議会における審議を円滑にするという側面がある一方、議員の側としては、政策形成の初期段階における情報資料の入手が容易となるほか、一種の名誉となるなどの側面がある。しかし、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反する。このことは執行機関による議員の事実上の取り込みが行われていることを意味するものであり、適当とは言えない。よって、その参画の見直しを図るため、次のような方策を検討すべきである。

第一に、特に法令に定めのあるものを除き、議会は議員が審議会等の委員に就任することを慎むよう、要綱の制定または申し合わせを行うこと。

第二に、やむを得ず議員が審議会等の委員に就任する場合においては、その役員にはつかないようにするとともに、その審議内容については所管の常任委員会等へ報告すること。

この2つが掲げられているのであります。私は、二元代表制、このことを何よりも私たち議員が心していかなければならないものと考えております。市民からは、「そのような二元代表制に基づいて、議員がなぜそのような審議会等に入るのか疑問である」、このような声も寄せられています。もっと極端な言い方をすれば「副収入目当てなのか」、このような言葉も聞かされるのであります。

私は議会としての独立性、そして二元代表制を強化していく、このような視点から、今回のこの議案第46号に反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第46号について採決します。

議案第46号牛久市農業委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、本案はこれに不同意することに決しました。

ここで、20番中根利兵衛君の入場を許します。

〔20番中根利兵衛君入場〕

○議長（板倉 香君） ここで、議席にて暫時休憩といたします。

午前10時40分休憩

午前10時44分開議

○議長（板倉 香君） 会議を再開いたします。

次に、日程第23、意見書案第5号についてを議題といたします。

意見書案第5号 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年以上が経過したが、今もなお多くの福島県民が自主避難も含めた避難生活を余儀なくされている。

牛久市においても、市が把握している避難者数は、本年3月末で39世帯、97人となっている。

避難者の方々は、自らは何の過失もないのにも関わらず、住み慣れたふるさとを追われ、家族や地域が分断されたまま、経済的、心理的負担を抱えながら長期の避難生活を送っている。

しかし、政府と福島県は、避難指示区域外からの避難者に対する無償住宅提供を本年3月末で既に打ち切っている。

住宅は最も基本的な生活の基盤であり、避難者は無償住宅提供を打ち切られたことにより、経済的な困窮に陥っていることが容易に想像される。

よって国会及び政府は、こうした状況を十分に理解し、自主避難者を含めた避難者に対する住宅支援を復活するための必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月2日

牛久市議会

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第24、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（板倉 香君） あす3日ないし5日は、休日並びに議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、あす3日ないし5日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時47分散会